

令和 7 年度
山梨県主任介護支援専門員更新研修 開催要領

1 目 的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体： 山梨県

3 研修実施機関： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

4 対象者

次の受講要件（１）及び（２）を満たす者

受講要件（１） 次の <u>全て</u> を満たす者 ※
①主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね２年以内に満了する者 ②介護支援専門員証の有効期間内である者
受講要件（２） 次の①～⑥の <u>いずれかに</u> 該当する者 ※
①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年４回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議の運営またはケアマネジメントに関する指導の経験がある者 ⑥主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、山梨県が適当と認める者

※ 受講要件（１）（２）の詳細については、別添「留意事項 １・２」による。

5 定員： ８０名程度

6 日程及びカリキュラム： 別添日程表のとおり

※オンデマンド配信実施科目は別途受講決定時に示される日程までに受講完了することが必要となるため、自身で確認のうえ受講すること。

- ・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは、山梨県介護支援専門員協会のホームページで案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】
- ・テキストは、中央法規出版の 「新版/介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援

専門員更新研修」を使用する。

7 受講申し込み

- ・申し込み先：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会（研修実施機関）
- ・申し込み方法：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の令和7年度山梨県主任介護支援専門員更新研修 受講申し込みリンクから申し込む。

※詳細は、別添「申込方法及び受講までの流れ」を参照のこと。

- ・受講申込期限：令和7年4月25日（金）まで厳守
※期日を過ぎての申し込みは受け付けない。

- ・注意事項：

※申し込みは、必要事項をもれなく、正確に入力すること。介護支援専門員登録番号、専門員証の有効期間満了日は、介護支援専門員証で確認の上、正確に記載のこと。申込情報が研修修了時の修了証明書の情報となるため、氏名は介護支援専門員証と同一の表記とすること。（記載漏れがある場合は、受講決定できない場合がある）。

※身体に障がいがある等の理由で受講への配慮が必要な方は事前に研修実施機関に相談のこと。

※参加を取り消す場合は、速やかに研修実施機関に連絡のこと。

※申し込み内容に虚偽が判明された場合は受講を取り消す。また研修修了後の場合は直ちに修了を取り消すこととする。

8 提出書類

次の書類を山梨県介護支援専門員協会に提出（郵送）する。

- ・受講要件確認用紙（別紙1）
- ・主任介護支援専門員研修修了証明書（写）
- ・該当する証明書類 ※ 証明書類の詳細については、別添「留意事項 2」による。

※受講申込期限までに「山梨県介護支援専門員協会ホームページの受講申し込みリンク」からの申込み及び事前アンケートの回答、又は必要書類の提出が確認できない場合は、受付できないことがあるので注意すること。

9 受講決定

書類審査等により総合的に判断し受講可否を決定する。

受講可否等を記載した通知は受講申込者の所属長あてに送付する（令和7年5月中旬頃、委託先の山梨県介護支援専門員協会より発送予定）。

※定員を上回った場合は、受講要件の内容や介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の更新年度を参考に受講を決定する。

10 受講料及びテキスト代

（1）受講料：41,000円

テキスト：4,400円（消費税込み） ※テキストは希望者のみ

「新版/介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援専門員更新研修」

発行：中央法規出版株式会社

編 集：介護支援専門員現任研修テキスト編集委員会

※ 受講料徴収方法及びテキスト購入方法については、受講決定時に山梨県介護支援専門員協会から通知する。

※ 一度納入された受講料は、いかなる理由でも返金及び翌年度への持ち越し等はいできない。

(2) 研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とする。

11 修了証明書の交付

- (1) 本研修の全科目を受講し、修了評価において合格基準に達していると認められた者に、修了証明書を交付し、各事業所に送付する（事業所等に所属していない方には、申込書に記載の自宅住所へ送付する）。
- (2) 課題の提出状況、筆記試験、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補うことを指示する。
- (3) 次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとはみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。

① 欠席、遅刻や早退、途中退席した者

② 研修受講態度が不良な者

- ・研修の進行を妨げる行為を行った者
- ・講師等の指示に従わない者
- ・研修会場に迷惑をかける行為を行った者
- ・研修の参加者として好ましくない行為を行った者

例) 他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等

③ 研修中の課題等を提出しない者

④ 課題等の提出期限を厳守しない者

⑤ 秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為を行った者

また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修修了証明書を交付しない。

- (4) 全科目の受講を前提としているため、欠席・遅刻・早退等があった場合は、修了できないことを原則とする。但し、感染症・その他傷病や、身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情により未受講となった場合に限り、代替措置を認める場合がある。（代替措置の時間数には上限（研修合計時間の1/3）あり。）

12 事前課題（受講決定後の提出書類）

- (1) 演習事例の用意

本研修では、介護支援専門員に指導等を行った事例を用いて演習を行うため、受講決定者は、他の介護支援専門員に対して支援・指導した事例（8つのテーマ）を受講決定通知で示す提出日までに提出する。

※ 提出書類等の詳細については、別添「留意事項 3」を確認すること。

- (2) 研修記録シート

- ・本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前、受講直後、受講3か月後の到達度を確認するため、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。

13 受講に必要なもの

課題様式の配付、課題の提出等は、インターネットを通じて行うため、次の環境が必要となる。

- ・インターネット接続環境
- ・電子メールアドレス

※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信する場合があるため、Excel ファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。

- ・マイクロソフト Excel・Word・PDF が使えるパソコン

※オンラインによる研修に切り替えた場合は、Zoom 会議の使用が可能であること。

また、ミニテスト時の画面共有の都合上、スマートフォン・タブレットでの参加はできない。

14 受講にあたっての留意点

- ・遅刻・途中退席は原則として認めない。
- ・感染症蔓延防止の観点から、健康状態の申告、マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温等、研修機関が指示する感染防止対策を徹底すること。
- ・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

15 個人情報について

- (1) 本研修の申込・提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県主任介護支援専門員更新研修、修了証発行及び名簿登録業務に使用する。
- (2) 本研修修了者の個人情報（介護支援専門員登録番号、氏名、所属先等）については、研修委託先等が実施する介護支援専門員養成・資質向上を図る各研修の講師等の名簿として山梨県・市町村又は介護支援専門員に係る山梨県が委託する研修実施機関・研修指定実施機関として指定する団体に提供する。

16 研修修了後の手続き等

- (1) 更新研修の免除

研修修了者は、介護保険法施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされるため、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除される。

- (2) 介護支援専門員証の更新手続き

研修修了者は、研修修了後、適切な時期に、介護支援専門員証有効期間更新交付申請を行うこと。なお、新しい介護支援専門員証は、現介護支援専門員証の有効期間から5年間として交付するものとするが、本研修修了時点等における申出により、本研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付することができる。

17 その他

- (1) 本研修の受講地については、原則介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。登録地が山梨県以外で、本研修の受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課に相談するものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の発生動向、自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。

- (3) 研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、一般社団法人山梨県介護支援専門員協会のホームページにて周知する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

18 会場：別添日程表のとおり

オンデマンド研修と集合研修がありますので、ご注意ください。

19 申込書及び事例等の提出先

〒400-0047 甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 1階
山梨県介護支援専門員協会 あて

20 オンデマンド研修を受講するに当たっての注意点

- ・令和7年度より、オンデマンド研修を取り入れて研修を実施する。
- ・本研修は、「講義（オンデマンド（eラーニング形式））」と「講義・演習（オンデマンド（eラーニング形式）＋（集合形式））」を組み合わせ実施するため、以下に十分注意のうえ、受講すること。

○受講者

- ・法定研修は専門職として受講する研修であることから、主体的な姿勢で臨むことが求められます。
- ・オンライン研修は、研修の開催場所等に影響されることなく、介護支援専門員にとって必要な知識・技術を学ぶ機会を増やすことができるメリットがあります。
- ・一方、オンライン研修の効果を高めるには参加する環境と参加姿勢が大切であり、それは受講者が自ら整える必要があります。
- ・研修環境を利用する端末（パソコン等）と通信環境は、研修会場への移動手段や筆記用具のようなものであるため、受講者が自ら確保してください。
- ・また、受講に関する必要書類、資料等のダウンロード、プリントアウトに関する費用は受講者の負担となります。
- ・これまでの集合形式の研修以上に事前学習を行うことが必要です。特に演習前には事前に自分の考えをまとめておく必要があります。
- ・オンラインによる研修は、受講者の自主的な予習・復習等に充てる時間を別途考慮しているため、研修時間等の短縮が図られている科目があります。また、習得目標の達成と理解促進のため研修時間が延長されている科目もありますので、ご承知おきください。

○所属事業所

- ・更新研修等、業務上位置づけられている研修については、可能な限り労働時間として取り扱うようご配慮をお願いします。
- ・事業所からの受講の場合、事業所の機材・通信環境を利用することになります。各事業所のOA機器や通信環境、セキュリティ環境によってはオンライン研修環境を利用するに当たって追加の取組が必要になることもあります。ご了解のうえ所属職員の資質向上に向けた取組のため、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・研修受講者に対する研修の機会の確保のため、緊急の場合を除き研修受講者に電話をつながずに他のスタッフでサポートするなど、集中して受講できる環境を整備することなど配慮をお願いします。

問い合わせ先

- ・研修に関すること …………… 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会
(Tel:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・証の登録・有効期限に関すること… 山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当
(Tel:055-223-1455/fax:055-223-1469)